

令和3年6月市議会 議会運営委員会資料

陳情第3号 長崎市市議会の議員定数の削減を求める陳情

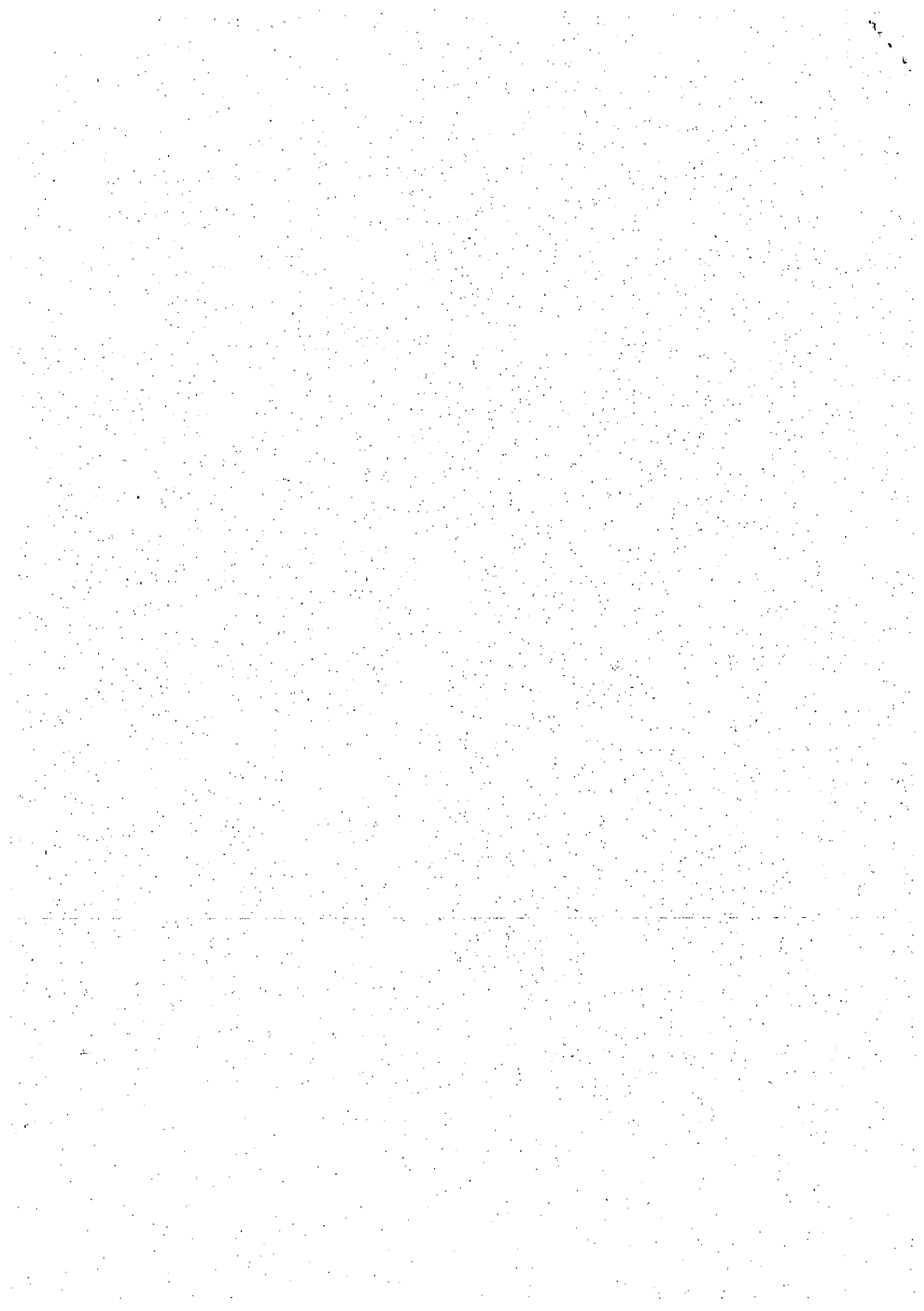
について

目次

- | | | | |
|---|-------|-------|---------|
| 1 | 定数の沿革 | ————— | 1 ページ |
| 2 | 経過 | ————— | 1～2 ページ |

議会事務局

令和3年6月



長崎市議会の議員定数に係る過去の検討経過について

1 定数の沿革

期間	法定上限定数	条例定数	人口（各年4/1）
昭和42年5月2日～平成11年5月1日	52人	48人	411,238人 (昭和42年3月末)
平成11年5月2日～平成15年5月1日		46人	427,121人
平成15年5月2日～平成17年1月3日	46人	44人	417,287人
平成17年1月4日～平成18年1月3日		50人※	443,459人
平成18年1月4日～平成23年5月1日		51人※	451,185人
平成23年5月2日～	(撤廃)※	40人	440,711人

※合併に伴う特例定数

※地方自治法改正（平成23年8月1日施行）により、地方自治法第91条第2項に基づく人口区分に応じた議員定数の限度（人口区分30万～50万未満の定数上限は46人）が撤廃された。

[参考]

○地方自治法（抜粋）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

③～⑧ 略

2 経過

(1) 平成10年5月18日 議長の諮問機関として議会制度の調査研究などを目的として議会制度調査検討協議会を設置する。

[答申事項]

現行の48名から2名減の46名とする。実施時期については、次の一般選挙からとする。なお、現状維持という意見もあった。

平成10年12月8日 議会運営委員会において2人減に決定

平成10年12月18日 本会議において議員定数を現状の48人から2人減し、46人と定める改正条例案が提案される。→2人減の改正条例案可決（平成11年の一般選挙から46人と定められた。）

(2) 平成13年5月25日 議長の諮問機関として地域住民の代表機関である議会の果たすべき役割等の調査研究を目的として議会制度検討会を設置する。

〔答申事項〕

本市議会の議員定数は、「現状の46名を維持すべきである。」との意見とともに、「2名ないし4名を減すべきである。」との意見もあり、本検討会としては、結論を出すに至らなかったため、両論をもって答申した。

平成14年1月18日 議会運営委員会において2人減に決定

平成14年3月4日 本会議において議員定数を現状の46人から2人減し、44人と定める改正条例案が提案される。→2人減の改正条例案可決（平成15年の一般選挙から44人と定められた。）

〈合併に伴う特例措置について〉

平成17年、平成18年の合併に伴う特別措置について、「議員の定数に関する協議」の議決を経て、定数特例方式をとり、平成17年からは50人、平成18年～平成23年5月1日までは51人と定められた。

(3) 平成18年3月6日 議長の諮問機関として議員定数、議会活動についての調査研究を目的として議会活動検討会を設置する。

〔答申事項〕

「51人は合併協議会で決定、告示されたものであり、条例と同様の効果がある。現段階において現行法の解釈として長崎市議会の議員定数（告示された51人）を見直すことはできないと解せざるを得ない」との総務省市町村課の見解に基づき、本検討会で本市議会の議員定数についての論議を行う前に、現段階においては同定数を見直すことはできないとの結論に至った。

(4) 平成20年7月1日 議長の諮問機関として議員定数、議会活動についての調査研究を目的として議会制度改革推進会議を設置する。

〔答申事項〕

議員定数については、将来の人口動向や本市の厳しい財政状況を踏まえ、より積極的に行財政改革に取り組むべきであるとの立場から、従来の人口1万人に対し議員1人から人口1万1,000人に対し議員1人という判断で、現在の条例定数を44人から4人を減員し、40人とすべきであるとの意見が多数を占めた。

なお、「人口1万2,000人に対し議員の1人の38人とすべき」「民意を反映するため条例定数の44人もしくは法定定数の46人とすべき」という意見があった。

平成20年12月12日 議会運営委員会において4人減に決定

平成21年2月24日 本会議において議員定数を現状の44人から4人減し、40人と定める改正条例案が提案される。→4人減の改正条例案可決。（平成23年の一般選挙から40人と定められた。）